

# 「ほっかいどう秋の大収穫祭」札幌市ブース出展取扱要綱

令和8年（2026年）4月16日

経済観光局農政部長決裁

## （目的）

**第1条** 本要綱は、北海道が主催する「ほっかいどう秋の大収穫祭」（以下「本行事」という。）において、札幌市の農業の魅力を発信するため、札幌市内の農業者が自ら生産した農産物等を直接販売する機会を創出することに関し、出展者の募集、選考並びに遵守事項等について必要な事項を定めるものとする。

## （行事の概要及び遵守事項）

**第2条** 本要綱に基づき出展を行う行事の開催場所、日時、運営上の注意事項その他の詳細は、別紙「『ほっかいどう秋の大収穫祭』開催概要」のとおりとする。

## （出展の方式及び運営）

**第3条** 札幌市としての出展枠は、1ブース（2間×3間テント1基）とする。

2 より多くの農業者に販売機会を提供するため、テント内を2区画に分割し、1日あたり2者（2区画）が出展するものとする。また、開催期間中の出展者は1日単位での入れ替えとする。

3 出展ブースにおける販売、接客、金銭管理、人員の手配及び備品の搬入出等、運営に係る一切の実務は、出展者が自ら行うものとする。

4 主催者から提供される基本設備（長テーブル4台、パイプ椅子4脚等）は、各区画へ均等に配分するものとする。これら以外の機材等については、主催者側に確認して出展者が自ら用意するか、主催者が指定する有償貸出を利用するものとする。

## （応募資格及び出展内容）

**第4条** 出展の対象者は、札幌市内において自ら耕作する農地で生産した農産物等の販売を行う農業者、農業関係団体、学校等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。。

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき認定された「認定農業者」及び「認定新規就農者」。

(2) 札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成7年1月24日経済局農務部部長決裁）に基づき登録された「札幌市中核農家」。

(3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された「農業協同組合」。

(4) 販売農家（経営耕地面積30アール以上又は農産物販売金額年間50万円以上の農家）。

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、専修学校又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人であって、自ら生産した農産物等の販売実績を有するもの。

2 出展内容は農産物等の販売を主とする。ただし、自ら生産した農産物等の周知や農業への理解促進を目的としたパネル展示、又は簡易な体験型イベント等を、自らの出展区画内において販売に併せて実施することができる。

### （選考及び決定方法）

**第5条** 市長は、前条の規定を満たす応募者の中から、出展希望日ごとに調整を行い出展者を決定する。その際、1日あたりの出展枠（2区画）のうち、原則1区画を「新規就農者枠（新たに農業経営を開始してから概ね5年以内の者）」として割り当てるものとする。

2 各出展日の基本枠及び新規就農者枠において応募者が募集枠を超過した場合は、市において厳正な抽選を行い出展者を決定する。

3 市長は、前項の抽選に際し、あわせて補欠出展候補者を決定することができる。出展の決定を受けた者が辞退した場合は、当該候補者の中から繰り上げて決定するものとする。

4 新規就農者枠に応募がない場合は、当該枠を基本枠に振り替えることができる。また、全体出展枠に空きが生じる場合は、1者で2日以上の出展も可能とする。2日以上の出展希望者が複数名いる場合も抽選を行い決定する。

### （費用負担）

**第6条** 本行事への出展料は無料とする。

2 第3条第4項に定める基本設備以外の機材等のレンタル料、電気使用料、ガス機器点検費用、路面養生費用その他の追加費用が発生する場合は、出展者の負担とする。

### （遵守事項）

第7条 出展者は、本要綱のほか、北海道（主催者）が定める開催概要、注意事項及び関係法令を遵守しなければならない。特に、火気を使用する場合には、事前に主催者の承認を得るほか、その指示に従うものとする。

2 出展者は、販売内容に応じ、札幌市保健所への「営業届出」又は「臨時営業許可」の手続きを出展者自身の責任において適切に行わなければならない。

3 イベント出展者への説明会は Web 会議ソフトにて行われ、留意事項や申請書様式は電子データ（PDF、ワード、エクセル）により提供される。このため、出展者は、インターネット環境にあるパソコン等を有し、ワード及びエクセルの操作が可能な者とする。

### （免責事項）

第8条 本行事の会場内において発生した事故、盗難、食中毒、対人・対物トラブル等について、札幌市は一切の責任を負わないものとし、出展者の責任において解決するものとする。

2 出展の方式や費用負担等について、北海道都合による変更の場合は、出展者はそれに従うものとする。

### （出展の決定の取消し）

第9条 市長は、出展者が本要綱若しくは主催者の規定に違反した場合、又は保健所等の指導に従わない場合は、出展の決定を取り消すことができる。

### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度農政部長が定める。

附則 この要綱は、令和8年（2026年）4月16日から施行する。